

感染症・食中毒予防及びまん延防止に関する指針

グループホームめぞん・ぽぷら

第1章 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的な考え方

第1条 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「共同生活援助事業所（グループホーム）」は、利用者が昼夜問わず集団で日常生活を営む場であり、感染症等が広がりやすい環境にある事を認識しなければなりません。

このような前提にたって「グループホームめぞん・ぽぷら（以下「ホーム」という。）」では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には敏速で適切な対応に努める必要があります。

ホーム内の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、ホーム全体でこの事に取り組みます。

第2章 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的指針

第2条 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の体制

当ホームでは、感染症・食中毒の予防及びまん延防止のために、担当者を決め、委員会を設置する等、ホーム全体で取り組みます。

第3条 平常時の対応(標準予防策)

1．施設内の衛生管理

当ホームでは、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、関係法令や関係団体等が推奨するマニュアル（指針）に準じホーム内の衛生保持に努めます。

また、手洗い場、うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

2．支援・介護と感染症対策

支援・介護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では、細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

3．外来者への周知

ポスター等の掲示を通じ、外来者への衛生管理の周知を図り、まん延防止を図ります。

第4条 発生時の対応

当ホームでは、万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図ります。

- (1) 発生状況の把握
- (2) まん延防止のための措置
- (3) 有症者への対応
- (4) 関係機関との連携
- (5) 行政への報告

管理者は、次のような場合には、迅速に市町村等の担当課に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぎます。なお、その際の報告書式は、都道府県・市町村が定める様式とします。

<報告が必要な場合>

- () 同一の感染症若しくは、食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が一週間以内に2名発生した場合
- () 同一の感染症若しくは食中毒による又は、それらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- () ()及び()に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

()については、同一の感染症などによる患者等が発生した時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が、発生してからの累積の人数ではないことに注意。

<報告する内容>

- () 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- () 感染症又は食中毒が疑われる症状
- () 上記の利用者への対応や施設における対応状況等
- () 疫学調査時に必要な情報
 - ・利用者及び職員の名簿(氏名、性別、生年月日、部屋割り表)
 - ・推定初発時期からの有症状者のリスト(住所、連絡先・電話番号、症状、発症日時、医療機関の受診状況)

なお、医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があります。

第3章 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

第5条 感染症防止対策委員会の設置

1. 設置目的

当ホームでは、感染症及び食中毒のまん延防止のための対策を検討するための方策を検討するため、感染症防止対策委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

2. 委員会の構成員

委員会は以下のものを構成員とします。

- ア) サービス管理責任者
- イ) 世話人
- ウ) 生活支援員

3. 委員長

委員長は「サービス管理責任者」の中から選任します。

4. 委員会の開催

委員会は、年1回以上開催します。

5. 委員会の主な役割

- ア) 感染症予防対策及び発生時の対応
- イ) 各種マニュアル等の整備
- ウ) 発生時におけるホーム内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- エ) 利用者・職員の健康の状態の把握と対応策
- オ) 新規利用者の感染症の既往
- カ) 外注業者（清掃・調理等）への感染症及び食中毒まん延防止の為の指針の周知徹底
- キ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年2回以上）
- ク) ホーム内での感染対策実施状況の把握と評価

6. 職員の健康管理

- ア) 夜勤に携わる職員は年2回、他職員は年1回の健康診断を実施する。
インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行う。
- イ) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため、完治まで適切な処理（出勤停止）を講じる。

第6条 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

ホーム内において、感染症・食中毒の予防、まん延の防止のために組織的に支援や介護を実施する上で各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

1. 「管理者」の役割

- (a) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任
- (b) 利用者自治会における利用者への啓発
- (c) 感染症発症時の行政報告

2. 「委員長」の役割

- (a) 感染症防止対策委員会の総括責任
- (b) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の現場責任者
- (c) 管理者不在時の責任者
- (d) 緊急時連絡体制の整備（行政機関、他事業者、外注業者等）

3. 「サービス管理責任者」の役割

- (a) 医師、協力医療機関等との連携及び予防、まん延防止対策の強化
- (b) 緊急時連絡体制の整備（行政機関、施設、家族）
- (c) 発生時及びまん延防止の対応と指示
- (d) 支援・介護の基本手順の教育及び周知徹底
- (e) 衛生管理、安全管理の指導
- (f) 外来者への指導

- (g) 予防対策への啓発活動
- (h) 早期発見、早期予防の取り組み
- (i) 経過記録の整備
- (j) 職員への教育
- (k) 家族への対応（連絡等）

4 . 「世話人（食事提供にたずさわるもの）」の役割

- (a) 食品管理、衛生管理の指導
- (b) 食中毒予防の教育、指導の徹底
- (c) 食材納入業者等の外注業者への指導
- (d) 医師等の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- (e) 緊急時連絡体制の整備（保健所各関係機関等、施設、家族）
- (f) 経過記録の整備

5 . 「世話人・生活支援員」の役割

- (a) 各種マニュアルに沿った支援・介護の確立
- (b) 利用者の状態把握
- (c) 衛生管理の徹底
- (d) 経過記録の整備

6 . 「世話人・生活支援員（看護師資格又は准看護師資格を有するもの）」の役割

- (a) 医師、協力医療機関等との連携を図る
- (b) 職員及び利用者のインフルエンザワクチン等の予防接種の手配と実施
- (c) 職員向け健康診断の手配
- (d) ケアの基本手順の教育及び周知徹底
- (e) 衛生管理、安全管理の指導
- (f) 外来者への指導
- (g) 予防対策への啓発活動
- (h) 早期発見、早期予防の取り組み
- (i) 経過記録の整備
- (j) 職員への教育

第7条 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

支援・介護に携わる全ての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図ると共に、指針に基づいた衛生管理と衛生的な支援・介護の励行を図り職員教育を行います。

- ア) 教育・研修の実施（年1回以上の実施）
- イ) 新規採用者に対する感染症対策研修の実施
- ウ) 都道府県及び市町村、関係機関等が開催する外部研修への参加
- エ) その他必要な教育・研修の実施

第8条 本指針の閲覧

本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるよう「みんなの部屋（食堂）」に掲示すると共に、当施設のホームページでも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにします。

(附則)

1. この指針は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
2. この指針は、平成 28 年 2 月 1 日より施行する。
3. この指針は、平成 28 年 5 月 1 日より施行する。
4. この指針は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
5. この指針は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

なお、平成 3 年 2 月 13 日に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）」第 42 条の 2 に示された新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を含む）をこの指針の対象とする。